

# 人吉市歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査実施要領

## 1 実施方針

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定による歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査は、市長から送付される一般会計・特別会計の決算書及び関係書類並びに基金の運用を示す書類について、人吉市監査委員監査基準によるほか、次の方針により実施する。

### (1) 審査の視点

ア 決算の計数は、正確であるか。

イ 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか。

ウ 収入及び支出に関する事務は、関係法規に準拠して適正に処理されているか。

エ 財産の取得、管理及び処分は、適正に処理されているか。

### (2) 実施方法

関係諸帳簿及び証拠書類を点検照合するとともに、関係機関の説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえて、厳正に実施する。

### (3) 着眼点等

審査は、別紙「決算審査着眼事項」により、効率的、効果的に実施する。また、これまでの監査等の実施状況を踏まえて、適宜に着眼点を設定するなど十分な事前準備を行う。

## 2 審査期間

7月から8月まで

## 3 実施対象及び日程

別に定める。

## 4 審査の資料

審査に当たって必要な資料は、その都度審査対象部署に提出を求めるものとする。

## 5 審査意見の提出

審査意見書は、代表監査委員、議会選出監査委員による合議で決定し、市議会9月定例会の閉会日までに市長に提出する。

## 決算審査着眼事項

### 1 決算計数

- (1) 歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書の計数に誤りはないか。
- (2) 決算書等の計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合するか。

### 2 予算執行

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか。
- (2) 年度、会計区分、科目等に誤りはないか。
- (3) 予算の議決前執行はないか。
- (4) 収入及び支出に関する事務は、関係法規に準拠して適正に処理されているか。
- (5) 執行残額が著しく多額又は高率なものはないか。
- (6) その他定期監査基本項目を準用する。

### 3 事務・事業管理

- (1) 事務及び事業管理は、関係法令に準拠して適正に処理されているか。
- (2) 事業計画は、社会経済情勢に適合し、時機を得ているか。また、計画した効果が挙がり、事業目的は果たされているか。
- (3) 収支計画は、合理的かつ経済的に策定され、運用されているか。
- (4) 事務組織は、適切で効率的か。

### 4 財産の取得、管理及び処分

- (1) 財産の取得、管理及び処分は適正に処理されているか。
- (2) 公有財産及び物品は、常に良好の状態で管理され、その所有目的に応じて最も効率的に運用されているか。
- (3) 貸付金及びその他の債権管理は適正か。
- (4) 基金の管理及び運用は適正か。

### 5 その他

- (1) 国庫支出金を財源とする事業の超過負担についてはやむを得ないものか。
- (2) 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助は、適正に行われ、かつ、その目的は達成されているか。
- (3) 歳計剰余金及び積立金の処分は適正か。
- (4) 市債の発行額は妥当か。また、残高の推移は財政の健全性からみて妥当か。
- (5) 一時借入金の借入れ、返済の額及び時期は適切か。